

資料2

子ども未来部の概要(参考資料)



佐世保市子ども未来部

佐世保市子ども育成条例 平成18年6月29日公布・施行

子どもが尊重され、幸せに育つとともに、子どもが誇りを持つことのできるまちとなることを目指して！

<基本理念>

- ①子どもの人格が尊重され、最善の利益が考えられること
- ②子どもが優しさやたくましさを身につけ、人を愛し、郷土や国を愛し、世界の平和を願い、自然を大切にする心、社会の役に立とうとする意識、世界に通じる広い視野と豊かな国際感覚を養うことができるよう支援されること。

<役 割>

- ◇市民の役割 ……子どもの育成に積極的にかかわるよう努める。
- ◇保護者の役割 ……子どもが基本的な習慣や社会的ルールを身につけるよう努める。
- ◇地域等の役割 ……子どもを育てる活動を積極的に進め、地域コミュニティの輪の拡大に努める。
- ◇学校等の役割 ……保護者や地域と連携を図り、心身の健康と安全確保に努める。
- ◇企業等の役割 ……子どもの育成に関する活動に協力するよう努める。
- ◇市の責任と役割 ……社会全体で子どもを育むための施策を実施するとともに、子どもに関する施策の総合化に向けた取組を行う。



子ども未来部の組織・機構

●子ども未来部における『組織体制』 〈令和3年4月1日に組織再編〉

「5課1準課6係3施設」

部名	課名	係名
子ども未来部	子ども政策課	総務企画係 子ども育成係
	保育幼稚園課	施設支援係 利用者支援係 東部子育て支援センター（施設） 北部子育て支援センター（施設） 【補助執行】幼児教育センター 【補助執行】白南風幼稚園
	子ども支援課	手当給付係 児童家庭係
	子ども保健課	
	（準課）子ども子育て応援センター	
	子ども発達センター（施設）	すぎのこ園（施設）

●主な各課の役割

- ⇒ 政策推進及び懸案対応〔少子化対策の推進、地域包括支援体制の構築等〕に係る業務
子ども政策課（総務企画係・子ども育成係）
- ⇒ 幼児教育・保育施設及び利用者への支援に係る業務〈公立・私立〉
保育幼稚園課（施設支援係・利用者支援係）
- ⇒ 各種手当給付及びひとり親家庭等自立促進に係る業務
子ども支援課（手当給付係・児童家庭係）
- ⇒ 妊娠・出産・母子保健に係る業務
子ども保健課
- ⇒ 子どもに関する総合相談窓口
子ども子育て応援センター（子ども保健課準課）
- ⇒ 子どもの療育及び発達支援に係る業務
子ども発達センター（施設：すぎのこ園）

子ども未来部業務概要 《子ども政策課》

(1) 子ども・子育て関係企画の策定

○第2期新させぼっ子未来プラン

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援について、その充実を図るため次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画」と、子ども・子育て支援法に基づく「支援事業計画」として位置付けるとともに、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づくひとり親家庭等自立促進計画と、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく市町村計画の内容を含んだ計画となっています。

(計画期間 令和2～6年度)

(2) 子ども・子育て会議の設置

○子ども・子育て支援新制度と佐世保市子ども・子育て会議

平成27年度から「子どもと子育て支援新制度」がスタートしました。

“子ども・子育て支援法”に基づき、平成25年7月に「佐世保市子ども・子育て会議」を設置し、新させぼっ子未来プランの策定について協議しました。今後は、この会議において定期的に計画の進捗管理と点検・評価を行います。

また、平成28年4月中核市へ移行に伴い、児童福祉審議会が所掌する保育所設置認可に対する意見具申等の事務も担います。

子ども未来部業務概要 《子ども政策課》

（３）子ども未来基金

子どもたちの健全育成と、子育てを市民全体で支援し子育て環境の充実を図るため、平成２２年４月１日に「子ども未来基金」を創設しました。

寄付や預金利息などをもって、子育て支援への運用を行います。

（４）次世代育成推進事業

官民連携による子育て支援の取組を包括的に推進します。

○市民目線によるわかりやすい情報発信

・「すくすくSASEBO」、「子育て応援アプリ“させぼっ子ナビ”」、「AIチャットボット」

○市民等の地域における子育て支援アイデア実現の支援（奨励）

○子育て応援ロゴマークの作成・活用、赤ちゃんの駅の普及

○コロナ禍における支援対象児童等見守り強化事業 など



子ども未来部業務概要 《子ども政策課》

（５）保育所等監査事業

保育所等の指導監査（H28年4月～中核市移行事務）

認可保育所、幼保連携型認定こども園や認可外保育施設などの指導監督業務を行います。

実施施設（令和４年度）

- | | |
|----------------|------|
| ・ 保育所(公立・私立) | 55か所 |
| ・ 保育所型認定こども園 | 8か所 |
| ・ 幼保連携型認定こども園 | 13か所 |
| ・ 家庭的・小規模保育事業等 | 4か所 |
| ・ 助産施設 | 1か所 |
| ・ 認可外保育施設 | 22か所 |

合計103か所



子ども未来部業務概要 《子ども政策課》

（6）児童福祉週間事業（5/5～5/11の1週間）

児童福祉週間に、親子で触れ合うきっかけづくりとして、平成9年度から実行委員会に委託して、「親子で遊ぼう、させぼわんぱくひろば」を実施しています。

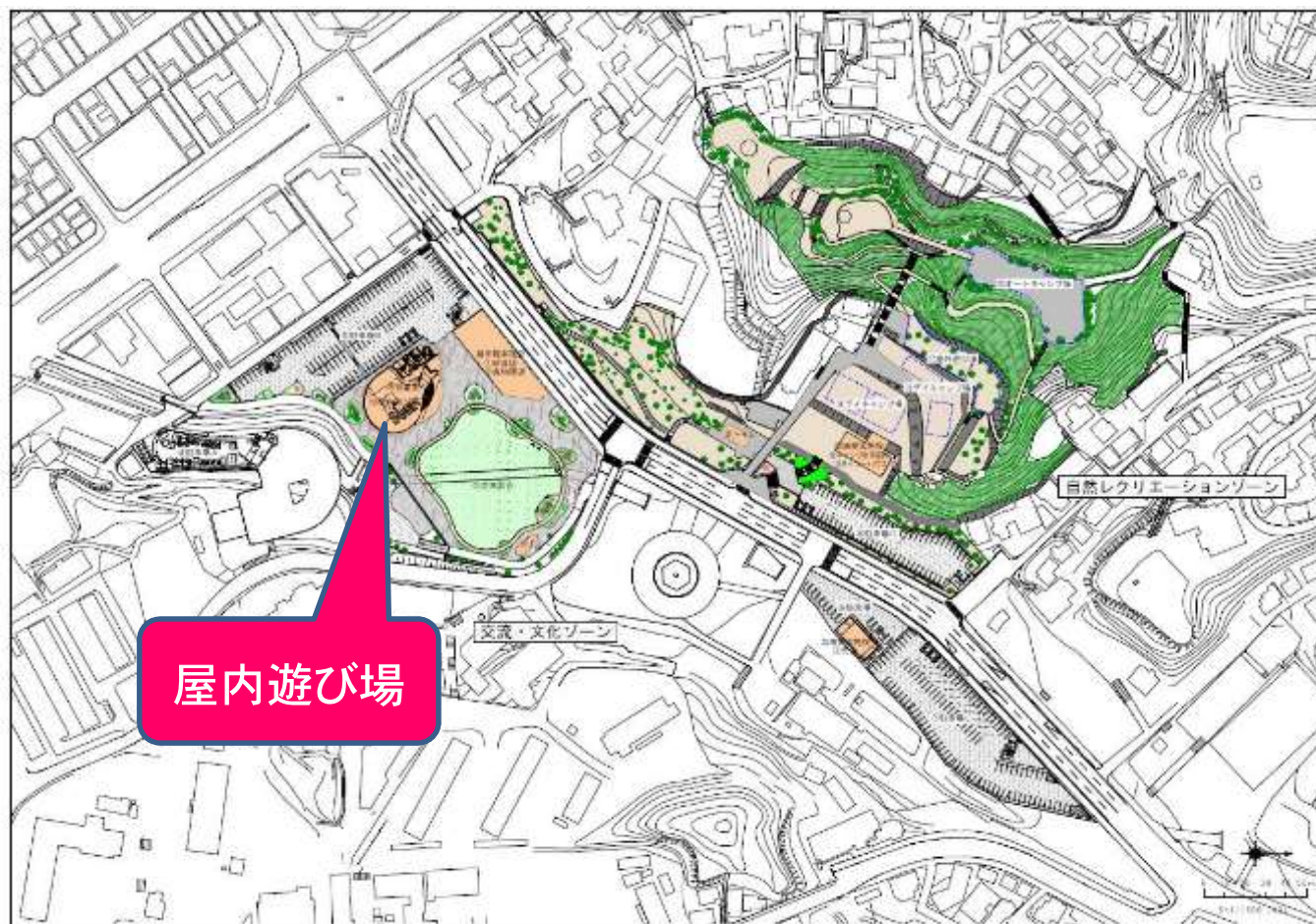
実 行：民生委員児童委員協議会主任児童委員部会、私立幼稚園協会、
委員会 佐世保市保育会、子育て支援協会、長崎短期大学、子ども政策課、
公立保育所、公立幼稚園協会、男性保育者の会、させぼエコプラザ、
食生活改善推進協議会、社会福祉協議会[事務局]（順不同）



子ども未来部業務概要 《子ども政策課》

（７）中央公園リニューアルに伴う子どもの屋内遊び場の整備

名切地区再整備に係る中央公園リニューアルに伴い、Park-PFI制度等の活用による「遊びを通じて親子が学び・育つ場」としての機能を持つ全天候型の屋内遊び場施設を整備することにより、子ども・子育てを通じ人々が集い、つながり合う場の創出を目指すものです。



● 経過及びスケジュール

令和2年度
〈事前調査・設計等〉
令和3年度
〈建設工事〉

令和4年4月1日に
子どもの屋内遊び場
を含むリニューアル
後の公園が供用開始

子ども未来部業務概要 《子ども政策課》

（８）児童クラブ事業

①放課後児童健全育成事業

就労等の理由で家庭に保護者がいない小学生（放課後児童）に遊びと生活の場を提供するため、児童クラブを設置し児童の健全育成の向上を図っています。【市内７３クラブ(R3.4現在)】

②母子家庭等児童助成事業

児童クラブに母子・父子家庭の児童及び兄弟姉妹が通所している場合の２人目以降の児童の保育料負担の軽減のため、１人月額５,０００円を限度として、保育料が軽減されます。《所得制限があります。》

③放課後児童クラブ施設整備事業

児童クラブの活動を支援するために、公的施設の維持補修を行っています。



子ども未来部業務概要 《子ども政策課》

（９）児童センター運営事業

児童に健全な遊びを提供し、健康を増進するとともに、情緒豊かな成長を支援するための健全育成施設です。

①児童センター運営

公立児童センター９館の管理・運営を指定管理者(佐世保市社会福祉協議会)により行っています。

〈稲荷・大野・黒髪・相浦・早岐・春日・広田・山澄・宇久児童センター〉

②児童交流センター運営事業「ことひら」

地域住民で組織された「児童交流センターことひら運営委員会」を指定管理者として指定し、管理・運営しています。

*所在地：御船町（旧琴平小学校）



子ども未来部業務概要 《子ども政策課》

(10) ファミリーサポートセンター事業

子育てをお手伝いできる方とお手伝いしてほしい方が会員として登録。
市民同士で子育てを支えあうという事業です。

《委託先：NPO法人 ちいきのなかま》

【主な活動】

＊保育終了後の子どもの預かり ＊保育施設までの送迎

＊放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり etc

■一般保育1時間／700円～800円,

■病後児1時間／900円



子ども未来部業務概要 《保育幼稚園課》

（１）地域子育て支援センター事業

地域の子育て家庭への育児支援のため、次の事業を実施するものです。

- ①子育て親子の交流の促進 ②子育て等に関する相談の実施
- ③子育て支援に関する情報の提供 ④講習等の実施

＜日野・堇ヶ丘・おはし・ゆりかご・よんぶらこ＞

＊**一般型**：担当の職員２名以上（非常勤可）加配

＊**小規模型（経過措置）**：担当の職員１名以上（非常勤可）加配

（２）一時預かり事業

①一般型

保護者の就労や出産、冠婚葬祭等により、一時的に家庭における保育が困難になる場合や、保護者の育児等に伴う心理的、肉体的負担を解消するために、一時的に就学前までのお子さんを保育所などで預かるものです。

②幼稚園型

幼稚園などにおいて、教育時間（４時間）終了後に、園児の一時預かりを行うものです。

子ども未来部業務概要 《保育幼稚園課》

（３）障がい児保育事業

①障がい児保育事業

障がい児を受け入れている私立保育所などにおいて、専任の保育士を加配している保育所などに経費の一部を助成するものです。（児童２名に対し１名配置）

②保育環境改善事業

私立保育所などにおいて、障がい児を受け入れるための簡易な改修や備品購入等に必要な経費を助成するものです。

（４）延長保育サービス事業

延長保育促進事業

多様な保育需要に対応するため、保育所等における保育標準時間（１１時間）を超えて保育をするために必要な経費を助成するものです。

※休日・夜間保育

休日・夜間の利用希望に応えるため、一部の保育所等では休日・夜間にも開所しています。

子ども未来部業務概要 《保育幼稚園課》

（５）保育所看護師等配置促進事業

保育所等において看護師等を加配している保育所に経費の一部を助成することで、乳幼児の病気等への対応や適切な健康管理を図るものです。

（６）医療的ケア児保育支援事業 【令和3年度から実施】

保育所等において医療的ケア児の受入れのための看護師の配置（加配）にかかる経費の助成等を行うことで、保育所等の体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図るものです。

（７）病児保育事業

保育所・幼稚園等や小学校に通う子どもたちが、病気のために集団保育ができない時、小児科に設置した病児保育室で保育を行うものです。

- ①さいくさ小児科（権常寺1丁目） ②かんべ小児科（木宮町）
③病児保育 ひよこハウス（稲荷町） ④いけだ小児科（万徳町）
⑤病児保育室 Teddy's（吉岡町）

＊開所時間：8：30～18：00

（休日：日曜・祝日、年末年始、その他休診日）

＊利用料：1日、2,000円【別途、文書料（紹介料）500円】

(a)生活保護世帯、住民税非課税世帯 無料

(b)住民税所得割非課税世帯、兄弟児同時利用の2子目以降の児童

又は連続4日以上利用の第1子目の児童 1,000円減額

子ども未来部業務概要 《保育幼稚園課》

（８）私立保育所・幼稚園等運営事業

①保育所施設整備事業

老朽化した私立保育所などの建て替え等により一部助成し、保育所などに入所している児童の保育環境の改善を図るものです。

②私立保育所等運営費（施設型給付）

私立保育所などにおいて、保育を行うために必要な費用を給付するものです。

③私立保育所等運営費（地域型保育給付）

園児数20人に満たない乳幼児を保育する事業所において、保育を行うために必要な費用を給付するものです。

④私立幼稚園等運営費

私立幼稚園などにおいて、教育を行うために必要な費用を給付するものです。

⑤産休病休代替職員経費

保育所における産休病休職員の代替職員経費（人件費）の一部を施設に助成することで、円滑な保育を推進するものです。

⑥保育士確保緊急対策事業

保育所等における年度途中の入所児童増に対応するための保育士確保に係る経費（人件費）の一部を施設に助成するものです。

⑦アレルギー疾患対策事業〔令和3年度から実施〕

保育所等でアレルギー対応のための除去食を提供するにあたり、利用者が提出する「生活管理指導表」について、経済的支援が必要な世帯を対象に文書発行に係る費用の一部助成（上限2千円）を行うものです。

子ども未来部業務概要 《保育幼稚園課》

⑧私立幼稚園副食費助成事業

私学幼稚園に通園する年収360万円未満相当の世帯の子ども及び第2子以降の子どもの副食費について、助成するものです。

(参考)子どもの認定区分

幼児教育・保育の無償化に伴い、下記のとおり就学前の子どもに対する認定区分が新たに設けられました。

A 子どものための 教育・保育給付			
未就学児の年齢	満3歳以上		満3歳未満
認定区分	1号認定 (第19条第1項第1号)	2号認定 (第19条第1項第2号)	3号認定 (第19条第1項第3号)
保育必要量	教育標準時間	保育短時間 保育標準時間	保育短時間 保育標準時間
施設利用区分	教育利用	保育利用	
保育の必要性	なし	あり	
対象施設等	◇幼稚園(新制度移行済) ◇認定こども園	◇認可保育園 ◇認定こども園 (◇企業主導型保育事業(地域枠))	◇認可保育園 ◇認定こども園 ◇地域型保育事業(小規模保育等) (◇企業主導型保育事業(地域枠))
利用者負担額	【満3歳以上】 無償化	【3～5歳児クラス】 無償化	【0～2歳児クラス】 住民税非課税世帯のみ無償化 ⇒住民税課税世帯は、保護者の住民税額に応じて市が負担額を決定

新制度の幼稚園や認定こども園の教育利用には、こちらの認定が必要です。

認可保育園、認定こども園等の保育利用には、こちらの保育の必要性の認定が必要です。

B 子育てのための 施設等利用給付			
未就学児の年齢等	満3歳以上	【3～5歳児クラス】 ※満3歳到達日以後最初の3月31日を課税している?	【0～2歳児クラス】
認定区分	新1号認定 (第30条の4第1号)	新2号認定 (第30条の4第2号)	新3号認定 (第30条の4第3号)
保育の必要性	なし	あり	
対象施設等	◆幼稚園(新制度未移行) ◆国立幼稚園 ◆特別支援学校幼稚部	◆預かり保育事業(満3歳～) ◆認可外保育施設 ◆病児保育事業	◆一時預かり事業 ◆子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポートセンター事業)

新制度未移行の幼稚園等の利用料を無償化するためには、こちらの認定が必要です。

預かり保育事業や認可外保育施設等の利用料を無償化するためには、こちらの保育の必要性の認定が必要です。

※利用料の無償化には金額の上限があります。

子ども未来部業務概要 《保育幼稚園課》

（９）子育て支援啓発事業

①講演会等事業

子育てに関する講演会や、赤ちゃんふれあい（いのちを育む）事業、父親向け講座や離乳食講座等を開催し、幅広い子育て支援を展開します。

②子育てサークルネットワーク事業

市内の子育てサークルの交流、情報交換などの支援をします。

③子育て情報紙の発行

市内すべての保育所・幼稚園等を一覧にした「乳幼児施設ガイド」を毎年発行し、保護者や関係機関に情報の提供をします。



子ども未来部業務概要 《保育幼稚園課》

（10）公立保育所運営事業

保育が必要な児童を公立保育所で保育します。

①公立保育所管理運営事業

公立の3保育所を運営するための経費です。

- 東部子育て支援センター（早岐保育所） 定員 60人
- 中部子育て支援センター（大黒保育所） 定員100人 ※令和3年度から運営委託(社会福祉法人光洋会)
- 北部子育て支援センター（上相浦保育所） 定員 60人



②公立保育所施設整備

公立保育所の老朽箇所の改修を行い、園児の保育環境の向上を図るものです。

- 東部子育て支援センター（早岐保育所） 平成24年建設
- 中部子育て支援センター（大黒保育所） 昭和57年建設
- 北部子育て支援センター（上相浦保育所） 昭和55年建設

（11）地域型保育事業

離島等の地域で、就学前の保育を必要とする児童のために地元の町内会等を指定管理者に指定し、公立の保育所を設置しています。

- 浅子保育所 ・ ・ ・ 浅子町188-14 （浅子町公民館）
- 高島保育所 ・ ・ ・ 高島町697 （高島町町内会）

子ども未来部業務概要 《保育幼稚園課》

(12) 子育て環境づくり推進事業

○ 公立保育所拠点機能事業

在宅親子への園解放、発達に不安のある子への小集団保育、育児相談・育児講座等を開催し、在宅親子の支援を行っています。

また、保育所入所児童にたいしては、障がい児への保育士の加配や延長保育などを実施しています。

- ① **すくすく広場**（発達、発育に不安のある子どもの小集団保育）
- ② **親子通園事業**（すくすく広場で親子分離が可能と思われる子の就園指導等）
- ③ **園訪問**（すくすく広場、親子通園を終了した子どもの就園先を訪問し子どもへの支援方法の協議）
- ④ **わいわい広場**（在宅の親子がのびのび遊べる場所の提供）
- ⑤ **シーユー**（遊びを通しての親子への援助、育児相談、障がいの早期発見）
- ⑥ **育児講座**（在宅親子を対象に子育ての考え方の転換の機会として、食育・虫歯予防・親子遊び・育児カウンセラーなどの講座を開催）
- ⑦ **ポケットの会**（子育てに不安や悩みのある保護者を対象とした保育士などによる、少人数グループでの相談・助言や情報提供事業）



わいわい広場



シーユー

子ども未来部業務概要 《保育幼稚園課》

（13）幼児教育センター管理運営事業

幼児教育・保育に関する調査研究・研修・子育て支援施設です。乳幼児の健全育成を目指し、関係者の研修と地域での子育て支援の充実を図ります。

幼稚園教諭・保育士を配置し、各種研修のほか、子育て支援啓発事業もこの施設で行っています。

（白南風小学校の敷地内にあります。）



子ども未来部業務概要 《保育幼稚園課》

(14) 公立幼稚園管理運営事業

① 公立幼稚園管理運営費

公立幼稚園において、幼児教育を行います。

＊白南風幼稚園（定員85人）



★ 幼児まどか教室の運営（H29年4月開設）

白南風幼稚園において、発達に心配のある児童を通級させて、発達指導や保護者への相談支援を行います。

② 公立幼稚園設備整備費

公立幼稚園施設管理等を行い、幼児教育環境を確保します。

子ども未来部業務概要 《子ども支援課》

（１）福祉医療支給事業

乳幼児、小・中学生、ひとり親家庭等へ医療費の助成を行います。

＊１か月ごと、病院ごとに自己負担額を超える部分を助成します。

《自己負担額 １日：８００円、２日以上１，６００円》

①乳幼児福祉医療助成（現物給付方式）

＊小学校入学前までの乳幼児

②小・中学生福祉医療助成（償還払い方式）

＊小学生及び中学生

③母子・父子福祉医療助成（償還払い方式）

＊２０歳未満の児童を養育している母子家庭の母、父子家庭の父、その子か父母のいない子で、１８歳未満又は、高等学校在学中の２０歳未満の方（毎年１２月に資格更新申請が必要です。）

※②及び③について令和４年１０月から現物給付方式に変更予定
（市内の医療機関に限る。市外の医療機関については償還払方式を継続）



子ども未来部業務概要 《子ども支援課》

（２）児童手当支給事業

- ０歳～中学校修了前までの児童を養育している保護者に手当を支給するものです。
- * ０歳～３歳 一律 ・ ・ ・ ・ ・ 月額15,000円
- * ３歳～小学校修了前（１子目・２子目） ・ ・ 月額10,000円
- // （３子目以降） ・ ・ ・ 月額15,000円
- * 中学生 一律 ・ ・ ・ ・ ・ 月額10,000円
- * 所得制限該当児童 ・ ・ ・ ・ ・ 一律 5,000円（特例給付）
- * 所得上限限度額以上該当児童 ・ ・ ・ ・ ・ 支給なし（R4.10月支給分より）
- ※支給月は、２月、６月、１０月の年３回です。
- ※毎年６月に資格更新のため、一部の方については現況届の提出が必要です。

（３）児童扶養手当支給事業

- 父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している父または母などに手当を支給するものです。
- * 所得制限があり、全額支給・一部支給・支給停止があります。
（毎年８月に資格更新のため、現況届の提出報告が必要です。）
- * （R4年４月分～） ・ ・ 全額支給者：月額43,070円
一部支給者：月額43,060円～10,160円
- * ２子目、３子目以降はそれぞれ加算があります。
- * 支給月は、年６回（１月・３月・５月・７月・９月・１１月）

子ども未来部業務概要 《子ども支援課》

（４）母子家庭等自立支援

①母子家庭及び父子家庭自立支援事業

ひとり親家庭へ就業に役立つ資格取得の支援や就労相談を行っています。

*看護師や保育士などを養成する機関で１年以上修業する場合に給付金を支給する
「高等職業訓練促進給付金等事業」

※コロナ禍による国の経済的緊急支援として令和３年度に対象資格が拡充され、修業期間６ヶ月以上の訓練及びデジタル分野等の民間資格も対象となった。

*介護福祉士実務者研修など指定講座受講費用の一部を助成する
「自立支援教育訓練給付金」

*ハローワーク等と連携して就職や転職のサポートを行う
「母子・父子自立支援プログラム策定事業」

②母子父子寡婦福祉資金貸付事業（H28年４月～中核市業務）

母子父子寡婦家庭に対する福祉資金の貸付けを行います。

修学資金、就学支度資金、技能習得資金、転宅資金、その他

③母子寡婦福祉支援事業

母子家庭の福祉の増進・就労支援及び母子家庭の親睦を図る活動を行う（一般社団法人）長崎県母子寡婦福祉連合会佐世保支部に活動事業費の補助を行います。

子ども未来部業務概要 《子ども支援課》

（５）交通遺児支援事業

○交通遺児進学一時金等支給事業

交通遺児で、小・中学校に入学または、中・高等学校を卒業するときなどに、児童の保護者に進学支援金等を支給します。

□小学校入学	50,000円	□中学校入学	100,000円
□中学校卒業	150,000円	□高校卒業等	300,000円
□一時支援金	100,000円		

《交通遺児救済基金》

交通遺児のための福祉基金で、基金の運用収益と寄付金をもって設置しています。

- *一般基金
- *峯基金（峯徳雄氏遺族からの寄附金によるもの。）



子ども未来部業務概要 《子ども保健課》

（１）健康診査事業（子ども）

４か月児健診、１．６歳児健診、３歳児健診は、すこやかプラザ、東部、江迎、小佐々、宇久で実施しています。

①母子管理対策事業

母性、乳幼児の健康保持及び増進を図るため、医療機関委託による妊婦乳児健康診査及び保健所等での４か月児健康診査を行っています。

＊妊婦一般健康診査（医療機関委託１人１４回）

＊乳児一般健康診査（医療機関委託１人２回）

②１歳６か月児健康診査事業

幼児期初期に健康診査を実施することにより、運動機能、視聴覚等の障がい、精神発達の遅れ等の障がいを持った幼児を早期に発見し適切な指導を行うとともに生活習慣の自立、むし歯の予防・幼児の栄養・その他育児に関する相談を行っています。



③３歳児健康診査事業

幼児期最後の健康診査として、身体の発達、精神面の発達、視聴覚障がいの早期発見を目的として総合的な健康診査を実施しています。

子ども未来部業務概要 《子ども保健課》

④母子保健業務システム事業

妊婦・乳幼児健診の状況などを入力し、継続的な母子管理に役立てるとともに、健診や相談等の案内状の発送・統計処理をおこなっています。



⑤新生児聴覚検査事業

医療機関に委託し、新生児の聴覚検査事業を実施することで、聴力障がいを早期発見します。

検査費用の一部〔3千円〕を助成します。

（２）思春期の子ども対策事業

思春期を迎える子ども等が、正しい知識をもつことで意識が変わり、自分で考えて行動できる力を持つこと、また、ライフデザインの構築を支援する取り組みを行っています。

また、保護者や関係者が子どもの心や体の発達をよく理解し、子どもの現状や発達段階に応じた対応ができるよう努めています。

＊いのちのお話会（４才児及びその保護者対象）

＊いのちのお話会実践スタッフ養成講座

＊高校生・大学生を対象とした妊娠等に関する知識の普及啓発

（健康づくり課と連携）

子ども未来部業務概要 《子ども保健課》

(3) 養育医療事業

未熟児の養育に必要な医療費の支給を行うとともに、必要に応じて相談支援や家庭訪問を行っています。未熟児は正常な新生児に比べて疾病にかかりやすいため、生後速やかに適切な医療を受けられ、正常な成長発達ができるよう努めています。

*出生時体重が2,000 g 以下のもの

*活力が特に薄弱であり、一般状態、体温、呼吸器、消化器系等に問題があるもの

(4) 育児相談指導事業

①子どもの心の健康づくり対策事業

総合的な子どもの心の健康づくり及び保護者支援のため、産科医療機関と行政の連携、地域社会の養育機能の充実、相談体制の整備を推進するものです。

また、身近な地域での親子支援の充実をはかるために、子育てサポーターの要請と活動の場の支援を行います。

*子育てサポーター養成・活動支援

*育児相談会（個別指導）

（集団指導：すくすく親子教室・たんぽぽ）

子ども未来部業務概要 《子ども保健課》

②育児等健康支援事業

妊婦相談や、マタニティ学級、プレパパ学級、育児学級などの開催や家庭訪問などを開催し、育児不安を解消しています。

*妊婦相談（母子健康手帳交付） *マタニティ学級

*プレパパ学級（両親学級） *子どもの応急手当・事故予防（ハンドブック配布）

③乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

家庭訪問員が、生後4か月までの乳児のいる家庭を全て訪問し、子育て情報や地域での子育て支援情報を伝え、孤立した子育てや育児不安の軽減に努めます。

④歯科育児相談事業

乳幼児期における歯科保健を中心とした相談体制を強化するために、10か月から1歳未満の乳幼児を対象として、歯科衛生士による歯科保健指導、保健師による育児相談、栄養士による離乳食指導などを行い、歯科保健の向上に努めています。

*各子育て支援センターの巡回相談時及び

公立保育所たんぽぽ（0歳の会）で実施しています。



子ども未来部業務概要 《子ども保健課》

⑤ 「ままんちさせぼ」

(子育て世代包括支援センター事業&妊娠・出産包括支援事業)

妊娠中から産前産後、乳幼児期の子育ての不安や悩みを切れ目なく相談できる窓口を開設しています。(H29年度～)

★ 母子保健コーディネーター(助産師等)が相談を受け、ママサポーターや保健師と連携して電話相談や家庭訪問を行い、妊娠から産前産後、乳幼児期の子育て期を安心して生活できるよう支援します。

★ 産後ケア(産婦人科医院や開業助産師に委託しています。)

①訪問ケア 助産師が自宅へ訪問し専門的なケアをします。

利用料金 900円

②デイケア 施設でゆっくり専門的なケアが受けられます。

利用料金 1100円(3時間)、2200円(7時間)

③ショートステイ 宿泊タイプでゆっくりリフレッシュできます。

利用料金 2700円以上

◆産後ケア実施機関へ直接申し込みます。

※利用期間の延長(1年)、多胎妊産婦への支援拡充〔令和3年度から〕



⑥ 妊産婦への感染症対策相談支援事業

コロナ禍において里帰りが困難な妊産婦に対する育児等支援サービスの提供、オンラインによる保健指導等を行います。〔令和2年度から〕

子ども未来部業務概要 《子ども保健課》

（５）母子保健医療サービス事業

①小児慢性特定疾患対策事業

長期にわたり療養を必要とする児童が治療を受けられるよう医療費の助成を行うものです。（H28年4月～中核市業務）

②育成医療事業

身体に障がいがある児童、現存する疾患を放置すると将来において障がいを残すと認められる児童で、手術で治療効果が期待できるものに医療費の一部を助成するものです。

市で審査し、受給者証を交付しています。

③特定不妊治療費助成事業

医療保険が適用されない特定不妊治療（体外受精・顕微受精）の経費を一部助成するものです。（H28年4月～中核市業務）

※令和4年度から保険診療化予定

④一般不妊治療費助成事業

医療保険が適用されない一般不妊治療（人工授精）の経費を一部助成するものです。（H30年4月～）

⑤小児慢性特定疾患児日常生活用具支給事業

日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾患に対して、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜をはかるものです。

*日常生活用具（15品目）

子ども未来部業務概要 《子ども保健課》

（６）安心出産支援事業

①離島地域通院等助成

離島地域に住所を有する妊娠８週以降の妊婦が対象で、定期健診や出産のための交通費等、また妊娠８か月以降の妊婦をやむを得ず緊急輸送する場合の移送費を助成するものです。

＊交通費（船賃）１回の健診あたり８千円限度

＊出産のための宿泊費：１泊５千円上限（５泊限度の費用の２／３を助成）

＊移送費１０万円限度



②陣痛タクシー助成

夫の転勤や長期出張等により孤立した妊婦が、急な陣痛時のタクシー費用の一部を助成するものです。

＊出産１回につき５千円上限
（令和４年４月から上限額改定）



子ども未来部業務概要 《子ども子育て応援センター》

（１）子ども子育て応援センター事業

子どもと子育て家庭の支援として、０歳から１８歳の子どもを対象に各種の相談に応じるほか、特に児童虐待等の要保護児童支援を重点的に行っています。

（児童福祉法に定める要保護児童対策地域協議会「佐世保市子ども安心ネットワーク協議会」の運営ほか）

（２）子育て短期支援事業

保護者の急な病気・入院や仕事などで一時的に養育に欠ける児童を、児童養護施設等で預かる事業です。

＊ショートステイ事業　　：宿泊を伴うもの

＊トワイライトステイ事業：仕事等で保護者が不在になる夕方や休日の日中に預かるもの

（３）助産施設措置事業

経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を、児童福祉法第22条第1項に基づき、助産施設に入所させ助産を受けさせる事業です。

＊佐世保市では、佐世保市総合医療センターを助産施設に指定



（４）母子生活支援施設措置事業

夫等の暴力により心身に危険が生じた母子や、生活困窮または母の養育能力等により児童の福祉に欠ける母子を、市外の緊急避難施設（シェルター）や母子生活支援施設に避難・入所させ、母子の身柄の安全確保と自立の支援を行います。

子ども未来部業務概要 《子ども発達センター》

（１）子ども発達センター事業

①子ども発達センター診療事業

子ども発達センターにおいて、心身の発達に心配がある子どもを対象に、医師が健康面・発達面の評価や療育の方向付けを行い、専門職によるセラピー等を行っています。

②児童発達支援事業

集団療育が必要とされた子どもを対象に、親子通園による小集団の保育訓練を行うことで発達を支援しています。

③地域子育て支援センター事業

乳幼児の親子や妊娠中の方を対象に、交流の場や子育て関連情報の提供、育児相談および育児講座などの支援を行っています。

④障害児等療育支援事業

職員が、障がい児等が通う保育所、幼稚園、学校等の関係機関を訪問し、療育指導や施設支援等を行っています。



子ども未来部業務概要 《子ども発達センター》

（２）児童発達支援センター運営事業（すぎのこ園）

発達に課題のある就学前の児童を対象に、日々家庭から通園し、基本的な生活習慣の習得や、健康の保持など社会生活に適応できるよう個別的、集団的な保育を行っています。

- ＊対 象：おおむね２歳から就学までの児童
- ・言葉や日常生活での行動が気がかりな児童
 - ・集団生活が難しい児童
 - ・支援を必要としている児童

＊所在地：干尽町３番地１０１
（昭和62年新築移転）



①すぎのこ園管理運営事業

すぎのこ園を運営するための経費です。

②すぎのこ園施設整備事業

園の老朽箇所の改修を行い、園児の保育環境の向上を図るための経費です。





佐世保市
子育て応援